1 決算とは

地方公共団体における決算とは、一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果・実績を表示する 計数(表)をいいます。

会計管理者が調製する決算は、地方自治法(以下、法という。)に基づき作成しています。

2 決算事務の概要

(1) 出納の閉鎖(法235条の5)

会計年度終了日の翌4月1日から5月31日までの間で、決算年度に係る現金の未収・未 払を整理します。

(2)決算の調製(法233条第1項)

出納の閉鎖後3か月以内に、会計管理者は、決算書及び付属書類(歳入歳出決算事項別明 細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書)を作成し、知事へ提出します。

(3) 監査委員の審査(法233条第2項及び第4項)

知事は、決算書及び付属書類を監査委員の審査に付します。監査委員は決算審査を行い、 意見書を作成します。

(4)議会提出(法233条第3項及び第5項)

知事は、決算書及び付属書類に、監査委員の意見及び主要な施策の成果を説明する書類等 を添付して議会へ提出します。

(5) 決算の認定

議会へ提出された決算は、決算特別委員会による継続審査を経て、議会の認定に付されます。

(6) 県民への公表(法233条第6項)

知事は、議会の認定に付した決算の要領を愛知県公報に登載することにより、県民に公表 します。

3 決算事務の主な流れ

